

子ども・被災者支援法

成立から1年

国の責任で早期実施を

クローバー勧告生かし実効性あるもの

●担当は復興庁

「子ども・被災者支援法」が成立してから1年が経過したが、いまだに「基本方針」は策定されておらず、具体的な支援が始まっている。復興庁は今年3月に「支援パッケージ」を提示したが、既存施策の寄せ集めであるため被災者が求める支援とはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する法律家ネットワーク（東京電力原発事故により被災した子どもを守る法律家ネットワークS（AFLAN）が支援法を制定され、昨年6月21日には議員立法により放棄しているため、予算措置も具体的な施策も行なわれていない。

「支援法は『人』に注目した法律で、避難区域が20ミリベルトで区切られた中、避難区域より法成立から1年となる今年6月21日の院内集会

（主催は原発事故子ども・被災者支援法市民会議）で、福田健治弁護士（福島の子どもたちを守る法律家ネットワークS（AFLAN）が支援法を認めぐる状況について解説し、政府の不作為を批判した。

「支援法は『人』に注目した法律で、避難区域が20ミリベルトで区切られた中、避難区域より法成立から1年となる今年6月21日の院内集会

（主催は原発事故子ども・被災者支援法市民会議）で、福田健治弁護士（福島の子どもたちを守る法律家ネットワークS（AFLAN）が支援法を認めぐる状況について解説し、政府の不作為を批判した。

「支援法は『人』に注目した法律で、避難区域が20ミリベルトで区切られた中、避難区域より法成立から1年となる今年6月21日の院内集会

これは、復興庁の水野靖久参事官（当時）の3月8日のツイートであげた居住、避難、帰還、いずれの選択も自己決定できるよう支援するという画期的なもの。しかし、1年ごとに見直すとまだに決められておらず、政府による法の無効化ではないか」

この点で、復興庁が「支援パッケージ」を公表する数日前

低い線量の地域もきちんと支援すると決めた。また、居住、避難、帰還、いずれの選択も自己決定できるよう支援するといふ画期的なもの。しかし、1年ごとに見直すとまだに決められておらず、政府による法の無効化ではないか」

この点で、復興庁が「支援パッケージ」を公表する数日前

福島原発事故の「子ども・被災者支援法」が成立してから1年が経過したが、いまだに「基本方針」は策定されておらず、具体的な支援が始まっている。復興庁は今年3月に「支援パッケージ」を提示したが、既存施策の寄せ集めであるため被災者が求める支援とはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する法律家ネットワーク（東京電力原発事故により被災した子どもを守る法律家ネットワークS（AFLAN）が支援法を制定され、昨年6月21日には議員立法により放棄しているため、予算措置も具体的な施策も行なわれていない。

「支援法は『人』に注目した法律で、避難区域が20ミリベルトで区切られた中、避難区域より法成立から1年となる今年6月21日の院内集会

被災者への視点で健康マニ

●被害者が政治参加

内集会で満田夏花さん（F・E・ジャパン）は、「原発事故の被災者、脆弱（ぜいじやく）な立場に置かれる人たちが政策決定の場に参加すべき」と

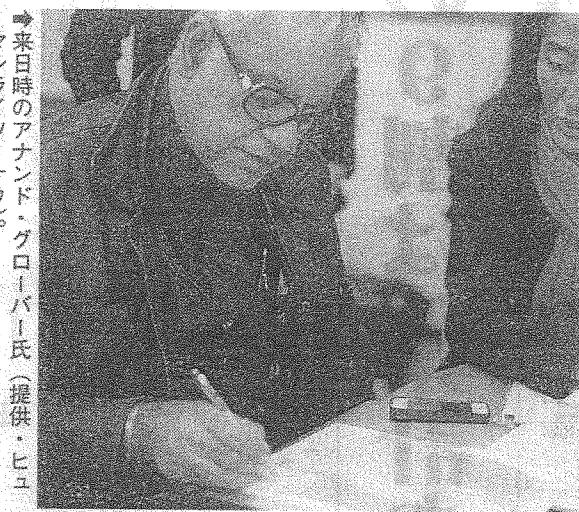
また、経済的合理性ではなく人権の観点から避難政策や被ばく防護を行なうべきと求めている」と

話す。クローバー氏の勧告を高く評価した。

NGO代表の一人として伊藤和子さん（弁護士、ヒューマンライツ・ナウ）は、「日本は人権理

事国なので勧告を実施していくべき義務がある。この勧告を国内外にアピールし、実現させていくことが重要」とジュネーブ現地から報告した。

→来日時のアンド・クローバー氏（提供・ヒューマンライツ・ナウ）。



解説が進められている。特定避難奨奨地点だった福島県伊達市小国地区は、住民への説明もないまま昨年12月に指定解除された。その後に

阪上武さん（福島老朽原発を考える会）は、「日本政府が20%を基準にして人々に被ばくを強要するという人権侵害がなされる中、こうした勧告が出たのは非常に意味がある」と高く評価する。

●健康管理の対象拡大

福島県伊達市小国地区は、住民への説明もないまま昨年12月に指定解除された。その後に阪上武さん（福島老朽原発を考える会）は、「日本政府が20%を基準にして人々に被ばくを強要するという人権侵害がなされる中、こうした勧告が出たのは非常に意味がある」と高く評価する。

満田さんは「勧告の意味するところは、避難区域および被ばく限界を推奨されるべきでない」と指摘している。

福島県伊達市小国地区は、住民への説明もないまま昨年12月に指定解除された。その後に阪上武さん（福島老朽原発を考える会）は、「日本政府が20%を基準にして人々に被ばくを強要するという人権侵害がなされる中、こうした勧告が出たのは非常に意味がある」と高く評価する。

福島県伊達市小国地区は、住民への説明もないまま昨年12月に指定解除された。その後に阪上武さん（福島老朽原発を考える会）は、「日本政府が20%を基準にして人々に被ばくを強要するという人権侵害がなされる中、こうした勧告が出たのは非常に意味がある」と高く評価する。

●避難解除は人権侵害

福島県伊達市小国地区は、住民への説明もないまま昨年12月に指定解除された。その後に阪上武さん（福島老朽原発を考える会）は、「日本政府が20%を基準にして人々に被ばくを強要するという人権侵害がなされる中、こうした勧告が出たのは非常に意味がある」と高く評価する。

岐にわたる「健康を享受する権利」は、日本が批准している「国際人権規約」で規定されている（A規約12条）権利だ。5月29日に開かれた院

院が被災者の意見を聞く場を持つことはない。

先述の支援法の具体化を求める6月の院内集会で川崎健一郎弁護士（S AFLAN）は「このままで福島に帰って忘れてしまったが、集会では郡山市の夫戸慈さんが『これは復興の問題。本当に反対しているなら、支援法の方向性を示す文書が出ていいはず』と述べ、トトロケのしつぽ切りに終わらせてはいけない」との発言が相次いた。

【今日は懸案が一つ解消された。】

院が被災者の意見を聞く場を持つことはない。

先述の支援法の具体化を求める6月の院内集会で川崎健一郎弁護士（S AFLAN）は「このままで福島に帰って忘れてしまったが、集会では郡山市の夫戸慈さんが『これは復興の問題。本当に反対しているなら、支援法の方向性を示す文書が出ていいはず』と述べ、トトロケのしつぽ切りに終わらせてはいけない」との発言が相次いた。

【今日は懸案が一つ解消された。】

院が被災者の意見を聞く場を持つことはない。

先述の支援法の具体化を求める6月の院内集会で川崎健一郎弁護士（S AFLAN）は「このままで福島に帰って忘れてしまったが、集会では郡山市の夫戸慈さんが『これは復興の問題。本当に反対しているなら、支援法の方向性を示す文書が出ていいはず』と述べ、トトロケのしつぽ切りに終わらせてはいけない」との発言が相次いた。

これは、復興庁の水野靖久参事官（当時）の3月8日のツイートである。支援法を放置し続けた。支援法を放置し続けた。

被災者や支援者、国会議員らを愚弄する発言を行なっている支援対象地域がいまだに決めておらず、政府による法の無効化ではないか

この点で、復興庁が「支援パッケージ」を公表する数日前

つけずに曖昧なままにしておくことに関係者が同意しただけなんだけど、こんな解決策もあるということ。】